

【補助事業一覧】

移住・定住（暮らしの）支援

NO.	補助金等の名称	対 象 者	補助金額及び 補助割合	問合せ (市外局番：0241)
	概 要			
1	空き家改修補助事業	・空き家を所有する個人 ・空き家を購入又は賃借しようとする個人	・対象経費の3/4(上限150万円) ・町内業者施工、事前申し込みが必要	企画課企画係 54－5203
	居住の用に供するための空き家改修工事費用(設備含む)			
2	住宅改修補助事業	・金山町に住所を有し又は有することになる方 で世帯員の増員を伴う既存住宅の改修	・対象経費の2/3(上限100万円) ・町内業者施工。事前申し込みが必要	企画課企画係 54－5203
	居住の用に供するための既存住宅改修工事費用(設備含む)			
3	空き家解体補助事業	・町内に空き家を所有する方(町外の方も対象)	・対象経費の2/3(上限100万円) ・町内業者施工。事前申し込みが必要	企画課企画係 54－5203
	空き家状態から3年以上経過した、補助対象者所有のもの(付属屋のみの解体は該当としない。)の解体費用			
4	空き家家財道具等処分支援事業	・空き家の所有者 ・空き家の賃借者	・空家バンクに登録された家財道具または、売買、賃貸借契約、使用貸借契約が成立した空き家の家財道具等の処分費用 ・対象経費の10/10(上限20万円)	企画課企画係 54－5203
	空家の家財道具等を処分するための費用			
5	住宅取得支援事業	・自ら居住するために住宅を取得する方 ・5年以上連続して、対象住宅に定住すること ・町内業者施工、事前申し込みが必要	・住宅の取得に要した経費の1/2(上限70万円) ・土地取得費および外構工事費(住宅外の経費)、住宅部分以外に係る経費は除く	企画課企画係 54－5203
	金山町内で居住するために住宅を取得する方を支援			
6	ふくしま移住支援金給付事業(町・県)	・移住元条件(東京23区に居住していた期間等) ・移住先条件(Fターン就業、プロ人材、テレワーク、関係人口、起業等)	・単身60万円、世帯100万円(子供1人当たり100万円加算)	企画課企画係 54－5203
	東京圏から金山町内へ移住する方を対象に移住支援金			
7	若者移住応援事業支援金	・町に定住する意思がある16～39歳の移住者、または0歳～18歳までの子どもを1人以上扶養している方 ・他の支援金の対象者を除く	・単身15万円、世帯25万円(子ども1人あたり10万円加算)	企画課企画係 54－5203
	町に移住された定住の意思のある若者や子育て世帯を応援します			
8	結婚祝金	・夫婦あるいはどちらかが町民で、5年以上の定住意思がある方 ・過去において金山町結婚祝金の支給を受けていない方	・1組10万円	企画課企画係 54－5203
	町に居住し結婚される方を祝います			
9	結婚新生活支援事業	・夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下 ・夫婦の所得(所得証明の金額)の合算額が500万円未満	(1)住居費、(2)引っ越し費用、(3)リフォーム費用に対し、夫婦共に29歳以下の者は60万、30歳から39歳以下の者は30万円を上限	企画課企画係 54－5203
	婚姻にともなう新生活を経済的に支援するため、新規に婚姻した世帯の住居費用等に対し補助金を支給します			
10	結婚対策資金貸付	・結婚を機に金融機関(会津よつば農業協同組合)から借入れを行う方 ・町内に住所を有し、実際に居住し、町に永住する意思のある方	・1組あたり200万円以内(融資期間7年以内でかつ1年以内の据置) ・貸付利率は年5%以内	企画課企画係 54－5203
	結婚を機に借入れを行う方に融資します			
11	結婚対策資金利子補給	・結婚を機に金融機関(会津よつば農業協同組合)から借入れを行う方 ・町内に住所を有し、実際に居住し、町に永住する意思のある方	・1組あたり200万円以内(期間7年以内)の融資額の年間利子の2/3の額を補給	企画課企画係 54－5203
	結婚を機に借入れを行う方に対し、その利子分を補給します			
12	新生児誕生祝金	・出産によって父または母となった方 ・出産日において町内に住所を有し、実際に居住している方 ・引き続き5年間、定住の意思がある方	・第1子または第2子の場合は30万円 ・第3子以降の場合は50万円を支給	企画課企画係 54－5203
	新生児誕生をお祝いいたします			
13	住宅賃借者生活応援事業	・若者(40歳未満)または子育て世帯の方 ・町内にある賃貸借住宅に月額 1万 円 以上の賃借料金を支払いながら暮らしている方	・6ヶ月に1度、月額5千円相当を町内の商品券で支給 ・上限36月	企画課企画係 54－5203
	町内の賃貸借住宅に暮らす若者や子育て世帯を応援します			
14	遠距離通勤生活応援事業	・金山町、只見町、昭和村、三島町、柳津町以外の勤務地に通勤し、金山町に住所を有する方 ・40歳未満または子育て世帯の方 ・勤務日数が月15日以上の方	・6ヶ月に1度、月額5千円相当を町内の商品券で支給	企画課企画係 54－5203
	若者や子育て世帯で遠距離通勤でがんばる人たちを応援します			
15	資格取得支援事業	・町内に住所を有する者または金山町へ永住を希望する者で3年以上の定住の意思表示がある者	・講座、講習受講料、試験料、登録免許料等対象経費の2分の1 ・1人につき1つの年度で10万円を限度	企画課企画係 54－5203
	雇用促進と町内就労者の定着および町への移住促進を図るための資格取得に対する支援			
16	「住んでふくしま」空き家対策総合支援事業(県)	・登録住宅：空き家バンクに3ヶ月以上登録されている建物 ・空家住宅：3か月以上居住等で使用されていない建物	・最大250万円 ・改修：補助対象経費の2分の1(上限150万円) ・清掃：補助対象経費の10分の10(上限30万円)	福島県会津若松建設事務所建築住宅課 0242－29－5461
	福島県外からの移住者、子育て世帯、新婚世帯等が空き家の改修や除去をする際の費用を補助			
17	生ごみ処理機購入費補助事業	・家庭用の電動生ごみ処理機の購入 ・金山町に住民登録がありかつ実際に居住している方 ・購入した生ごみ処理機を自宅に設置すること	・本体価格の1/2 ・補助金の上限は2万円	保健福祉課保健係 54－5135
	家庭用電動生ごみ処理機の購入者に対し補助金が出ます			
18	害虫駆除補助事業	・対象害虫：カメシ、スズメバチ、シロアリなど ・対象物件：一般住宅または居住用の建物、地区集会所、宿泊施設など	・課税世帯：補助率1/2で最大1万5千円 ・非課税世帯：補助率7/10で最大2万1千円	保健福祉課保健係 54－5135
	日常生活に害を及ぼす恐れのある害虫を、業者に依頼して駆除を行う方に対して補助をします			